



平成 23 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社オートウェーブ
代表者名 代表取締役社長 廣岡 大介
(JASDAQ・コード番号 2666)
問合せ先 取締役法務・IR 部長 廣岡 耕平
電 話 043-250-2669(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 6 月 16 日開催予定の第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条「目的」の変更と追加を行うものであります。
- (2) 株主総会および取締役会の運営を当社の現状に即するため、定款第 14 条および第 23 条の株主総会および取締役会における「招集権者および議長」に関する規定の一部変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

取 締 役 会 決 議	平成 23 年 5 月 17 日
株 主 総 会 開 催 日	平成 23 年 6 月 16 日

以 上

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～7 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>8.</u> 新・中古自動車の販売ならびに中古自動車の買取</p> <p><u>9.</u> 自動車および自動車関連用品のリース業ならびにレンタル業</p> <p><u>10.</u> 古物の買取りおよび販売</p> <p><u>11.</u> ゲームセンター等の娯楽施設の経営</p> <p><u>12.</u> レストランの経営</p> <p><u>13.</u> ファーストフードの製造、加工および販売</p> <p><u>14.</u> コンビニエンス・ストアの経営</p> <p><u>15.</u> コンパクトディスク、ビデオテープのレンタルならびに販売</p> <p><u>16.</u> 経営コンサルタント業</p> <p><u>17.</u> 不動産の売買・交換・賃貸およびその仲介ならびに所有・管理および利用</p> <p><u>18.</u> 健康器具の製作および販売</p> <p><u>19.</u> 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条～第 13 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。</u>取締役会長に事故があるときは、<u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任にあたる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～7 (現行どおり)</p> <p><u>8. 生命保険代理店業務</u></p> <p><u>9.</u> 新・中古自動車の販売ならびに中古自動車の買取</p> <p><u>10.</u> 自動車および自動車関連用品のリース業ならびにレンタル業</p> <p><u>11.</u> 古物の買取りおよび販売</p> <p><u>12.</u> ゲームセンター等の娯楽施設の経営</p> <p><u>13.</u> レストランの経営</p> <p><u>14.</u> ファーストフードの製造、加工および販売</p> <p><u>15.</u> コンビニエンス・ストアの経営</p> <p><u>16.</u> コンパクトディスク、ビデオテープのレンタルならびに販売</p> <p><u>17.</u> 経営コンサルタント業</p> <p><u>18.</u> 不動産の売買・交換・賃貸およびその仲介ならびに所有・管理および利用</p> <p><u>19.</u> 健康器具の製作および販売</p> <p><u>20.</u> 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がその任にあたる。</u></p> <p>2 ～ 3 (条文省略)</p>	<p>第 15 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3 (現行の 2 項)</p> <p>4 (現行の 3 項)</p>